平成２７年（フ）第２７７６号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番２―305号
債務者　栗山　伸二
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８６１号
大阪市淀川区木川西４丁目２番15号幸運ハウス12号
債務者　下田　盛壽
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９７７号
大阪府茨木市十日市町７番28号
債務者　塚　由吉子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０３８号
大阪市浪速区元町２丁目10番６号　ＹＯＮＥＺＡＷＡ浪速ビル　606号、前住所大阪府泉佐野市若宮町10番13―301号
債務者　猪股　信哉
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５３号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―204号
債務者　松田　武司
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０７４号
大阪府箕面市西宿３丁目７番16号（104号）
債務者　永井　麻里（旧姓池貝）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１４０号
大阪府寝屋川市池田旭町13番１号
債務者　小谷壽美雄
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７０号
大阪府高槻市大蔵司２丁目１番２号メゾンファミーユ102号、前住所大阪府高槻市奈佐原２丁目７番２―401号
債務者　中野　高広
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７７号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目７番22号
債務者　福岡喜美子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２５８号
大阪府八尾市宮町４丁目４番25―502号、前住所大阪府八尾市宮町５丁目１番22号
債務者　生野　雅之
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６８号
大阪府東大阪市中石切町４丁目13番39号
債務者　高松良榮こと　金　　良榮（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３７１号
大阪市北区天神橋４丁目６番８号　扇町イトウマンション　504号室
債務者　齊藤美由紀
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３７３号
大阪市此花区酉島１丁目２番23号
債務者　大山ひとみ
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３７６号
大阪市城東区関目３丁目５番22号サン関目４Ａ
債務者　星　　達雄
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１号
山形県米沢市福田町１丁目１番13号
債務者　五十嵐光弥
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第７２４号
さいたま市緑区東浦和７丁目９番地12　プラムハイツ101号室、旧住所さいたま市南区大字広ヶ谷戸326番地
債務者　中尾　有希（旧姓大熊）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係